

個別外部監査契約締結について

平成29年9月4日付けの市議会からの個別外部監査の請求について、次のように個別外部監査契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 平成29年9月25日から同年11月8日まで
- 3 契約の金額 4,735,000円を限度とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に支払う。ただし、必要があると認めるときは、基本費用の2分の1に相当する金額の範囲内で前金払をすることができる。
- 5 契約の相手方 熊本県菊池郡菊陽町大字原水1170番地10  
竹中 潮  
資格 弁護士

(提出理由)

個別外部監査契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の40第4項において準用する同法第252条の39第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。